

令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書(第二百十回国会内閣提出)

○高木真理君

立憲・社民の高木真理です。通告に従って質問させていただきたいと思います。

まず初めに、香害による健康被害防止の取組について伺います。

コウガイといっても、香りの害と書いて香害です。最近では国会でも取り上げる機会が増えてきましたが、社会的にもまだまだこの問題の認知度は高くないと思います。

一般的に、いい香りという表現は気分を高揚させたりリラックスさせたりする効果を想像させますが、香りは化学物質であります。香りが売りの洗濯洗剤、柔軟剤はブームですし、消臭スプレー、芳香剤、制汗剤など人工香料の商品も次々と販売されています。これらの使用により、本人だけでなく近くにいる人も健康被害が広がっています。これが香害です。

さらに、香害が高じて化学物質過敏症になる人も増えています。化学物質過敏症は、何らかの化学物質に大量に暴露したり、微量でも繰り返し暴露した後に突然発症すると言われていています。そして、その症状は極めて多岐にわたり、頭痛、吐き気、目まい、下痢、うつ症状などで、症状が重い人はとても通常の空間で仕事や生活を送ることは不可能になってしまいます。

私も症状の重い方に何人もお会いしたことがあります。原因物質を吸い込んだ途端、涙とよだれが出て意識を失いかけたとか、とてもではないが立っていられなくなった、呼吸が苦しくてとにかく避難して小一時間横にならなければならなかったなど、とにかく大変であります。子供さんは学校に通えなくなります。

こうした問題を受けて、消費者庁、文科省、厚労省、経産省、環境省が五省庁連名でポスターを作成して啓発に乗り出したことは評価したいと思います。しかし、このポスター、今日ちょっと準備の都合上皆さんのところに配付ができていないんですけれども、このポスター、どうしてこの表現にとどまっているのか、これでは正確に伝わらないのではないかという内容になってしまっています。文字部分を全て読み上げます。タイトル、その香り困っている人がいるかも。柔軟剤の香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることを御理解ください。香りの強さの感じ方には個人差があります。使用量の目安などを参考に、御配慮いただきながらお使いくださいとなっています。

このことについて伺いたいわけですが、四月四日にも大河原衆議院議員がこの問題で河野大臣に質問させていただきました。そして、その日に消費者庁さんがツイッターでポスターの写真を上げて問題啓発のつぶやきをしています。これ、反響が大きかったですけれども、大臣、ツイッターの発信お得意でいらっしゃるけれども、この消費者庁のツイートとその反響、お読みになっていますでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君)

はい、消費者庁が二回ツイートをしていると思います。

○高木真理君

反響の部分とか御覧になってどんなことを感じたかとかも伺えたらよかったですけれども、消費者庁のツイートには三百五十件の深刻な返信と引用ツイートが寄せられています。困っている人がい

るかもなどという生易しい健康被害じゃないんですよね。困るところじゃないし、いるかもじゃなくて、すごく苦しんでいる人が実際にいるんです。快、不快の問題ではありません。

香りの害、香害には化学物質過敏症より少し広いジャンルの課題も含んでいますけれども、このポスターからだ、化学物質過敏症に至る健康被害は、自分が嫌な匂いを嗅いだこと、好みに合わない匂いを嗅いだことが原因であるかのような表現になっています。香害は化学物質による健康被害であることを明示すべきではないでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君)

この香りのことについて、影響がある、あるいは不快に思う方がいらっしゃるよという啓発で作ったものでございますので、それなりに使っていただいていると思います。

まだ在庫が少しございますので、在庫なくなった後どうするかはまた検討していきたいと思います。

○高木真理君

不快に思っている人がいるという表現が今も出てきたんですけれども、快、不快ということにとどまらないわけなんですね。大変な健康被害になっている人がいるということで、それがより分かるものに是非していただく必要があると思っています。嫌な匂いを嗅いだというような好みの問題ではないし、快、不快の問題でもないわけなんです。

本来、こうした健康被害を引き起こす物質は、特定して規制されるべきだと思います。しかし、そういう動きにはなっていないから規制しないという本末転倒なことになっています。これ、私、花粉症と同じようなことにならないかと大変危惧しています。花粉症と香害が高じた化学物質過敏症に共通するのは、原因物質の許容量、これは人それぞれ違うわけですが、それを摂取して、その許容量を超えた途端に発症するということであります。

私も、世の中に花粉症という認識が広がる前からの元祖花粉症患者なんですけれども、私が幼稚園生だった当時は原因も分からなくて、周囲にも理解されず、怠け病と花粉症も言われていました。その頃から社会が対策をしていたら、今これだけの国民が苦しまずに済んだこともあろうかと思っています。

香りのない、これは原因物質が特定が難しいというようなこともありますけれども、やはり遮断すれば症状が和らぐということであれば、何が健康被害の原因かおむね分かっているわけです。しかし、その対策が取られていない、何もやらないで吸い込み続ける人が増えて国民的規模に発症してからでは本当に遅いと思うんです。

そこで、改めて、せめて今苦しんでいる人たちを健康被害から守るために、そして未来の被害を減らすためにポスターの文言を変えませんかというお願いでございます。

その香り、困っている人がいますとしていただきたいんです。自分にとって快適な香りでも健康被害が生じる人がいることを御理解くださいというふうに言い切っていただきたい。香りの強さの感じ方には個人差があります、人の集まる場所では使用を控えてくださいというふうにしていただけないでしょうか。四日の御質問にも、検討しますという書換えについて御答弁をいただいているんですけれども、改めて一歩踏み込んでいただけないか、御答弁お願いします。

○国務大臣(河野太郎君)

これ、複数の省庁でやっているものですから、検討いたします。

○高木真理君

これ以上被害を大きく広げないためにも、そして本当に苦しんでいる方というのは、それこそ投票に

も行けません。警察署で免許の書換えをするといっても、普通にはもう役所にも行けないという健康状態になってしまいます。学校に行けない子は学ぶ権利も奪われてしまうような現状に置かれておりますので、是非対策をお願いをしたいと思います。

次に、関連してもう一点伺います。

今、柔軟剤のCMを見ていると、香り続くとか、消臭がキーワードになって出てきている商品が多くあります。これらは、香料、消臭成分をマイクロカプセルに詰めて、徐放性といいますが、服に触った際などにカプセルが時間差ではじけて徐々に香料、消臭成分が放出されるように作られています。結果的に、いつまでも繰り返し香料、消臭成分の化学物質を吸い込むこととなります。カプセルは飛散や接触で他人の衣服や電車の座席などに付着して、そこでもはじけて香料、消臭成分を揮発させます。この新技術、香害由来の化学物質過敏症の増加に影響しているのではないかと懸念されます。

マイクロカプセルの成分、徐放性の健康影響、微粒子としての吸入毒性等についての研究が今までにはないとのことでありますけれども、調査研究する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山本史君)

お答え申し上げます。

御指摘の柔軟剤等に用いられておりますマイクロカプセルと健康への影響との関係につきましては、科学的には明らかになっていないものと承知しており、厚生労働省として現時点では何らかの規制を行うことは難しいと考えております。

委員御指摘のように、まずは情報の収集が重要と考えており、引き続き関連する研究等の科学的知見や海外の状況を注視してまいりたいと考えております。

○高木真理君

今の御答弁は調査研究はしていただけるというふうに受け取ってよいのかなというふうに思いますけれども。

海外の知見なども参考にとということでありましたが、欧州化学品庁、ECHAというんですかね、は、排出されると環境中から事実上取り除けないマイクロプラスチックであるマイクロカプセル、この使用をマイクロプラスチック規制の中で禁止する提案をし、欧州委員会が現在もう審議中とのことであります。日本では、健康被害、健康影響も環境汚染も考慮されず、規制がされないままマイクロカプセルが使われ放題になっています。対策の必要性を是非訴えたいと思いますので、まずは調査研究から是非始めていただきたいと思います。

それでは、次に伺います。消費者生活センターの体制強化について伺います。

先月二十八日、消費者庁は、景品表示法が禁じる不当表示にステルスマーケティング、ステマを追加いたしました。

現代では、物やサービスの商品自体に使われる技術も高度化していたり、広告手法がステマやリストティング広告、アフィリエイト広告等複雑化したり、取引も国際化が進んだり、消費生活を取り巻く環境はますます複雑高度化しています。消費者にとって分かりにくいこと、トラブルがあった際にどこから解決していいのかわからないことが増えている昨今であることは間違いありません。

そこで伺いますが、都道府県と市町村に消費生活センターがあり、相談員が問題解決に当たってくれるという体制が全国で取られています。しかし、これだけ商品も取引方法も複雑化していますから、消費生活相談員さんとしても、最初に担当になって全体を勉強する、その後、新しい事情が出るごとにスキルアップの研修を受けるといったことが大事になってくると思います。

現在では、オンラインも活用しながら受講したい相談員さんは受講できますよというスタイルで研修

が行われているとも聞きますが、参加人数の実績、これも見せていただきましたけれども、これからいっても、必ずしも全国で働く相談員さんが十分な研修を受けているとは言えないのが現実ではないでしょうか。伺います。

○政府参考人(植田広信君)

お答えいたします。

御指摘のとおり、近年、消費者を取り巻く環境が大きく変化をしております、消費生活相談の内容も多様化、複雑化しております。相談員が最新の消費者トラブルの傾向などを踏まえ、しっかりと対応できるよう、レベルアップを図っていくことが必要と認識しております。

令和五年度につきましては、国民生活センターにおいて、各地の消費生活センターの消費生活相談員や職員の方々に向けましてオンラインと実地の開催を組み合わせる形で合計百四十一回の研修を実施することとしております。また、注意喚起の情報なども随時共有をしております。

なお、消費者庁では、研修の参加に必要な経費につきましても、地方消費者行政強化交付金などを通じまして支援をしております。

相談現場において、複雑な事案にもより効果的に対応していただけるよう、研修等を通じて相談員の皆様方に新しい課題に取り組む知見を随時適切に提供するなど、消費者庁としてしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

○高木真理君

今の点、ちょっともう一度伺いたいですけれども、なかなかやっぱり、現場の職員さんは配置もそんなに多くはなくて、研修を受けたいと思っても思うように研修が受けられるような体制でもないという現実もあるのではないかと思います。

また、研修も、初任者研修とかいう形でステップを踏んで確実にやっていくみたいな、みんなが通る道みたいなのが用意されているかということ、そうでもないように伺ったんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

○政府参考人(植田広信君)

お答え申し上げます。

御指摘のとおり、消費生活相談員さんの業務環境についても様々でございまして、いろいろ御事情があって御参加いただけない、御参加いただくことが難しいという御事情もあろうかと思いますけれども、これ先ほど御答弁いたしましたように予算的な支援もさせていただいておりますし、できるだけ参加いただくように働きかけを行っております。

また、レベルアップのそれぞれの段階に応じてということについても、これまで不十分であったところもあると思いますので、引き続きそういった仕組みについても検討、改善を図ってまいりたいと存じます。

○高木真理君

補助なども出ているというお話でありましたけれども、なかなか本当に、相談員一人しかいないと研修とかに抜けたりもできない、オンラインでできるといってもどのようにやるのかというようなことも出てくるようでありますから、これだけ難しい世の中になっていますので、しっかり研修が受けられるように更に充実をさせていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

それこそ、例えば先ほど取り上げました香害の問題も、実際消費生活センターには相談が来ている事例であります。でも、香害の問題なども、この内容と背景を十分分かっていなければ的確な対応ができません。旧統一教会関連での何を買った、買わされたといったような相談もあるかもしれません。実際あったと思います。どの側面の相談か、極めて見極めるのが簡単ではないようなものも持ち込まれると思います。広告で思ったものと違ったと一言で言っても、その広告の構造が複雑だったりもします。

知識や対応ノウハウの蓄積と更新が必要な仕事で、なかなか大変なお仕事と思うんですが、消費生活相談員の勤務形態というのを見ると、令和四年、全国三千三百十三人のうち常勤は何と一・八%しかいないということです。こんなことで大丈夫なんですか。

○国務大臣(河野太郎君)

消費生活相談員の方々の処遇、それから委員からも御提案、御提起ありました研修の問題、キャリアパスが見えない、こういうことから、この分野に興味があるけれども、なかなか若い方が入ってきづらくなっているという現実がございます。

今、法令上の立て付けはこの消費生活相談というのは自治事務でございますから、消費者庁としてもいろんな自治体を様々な方面からバックアップを考えておりますが、一向に問題の解決につながっておりませんので、この件につきましては少し抜本的に変えていかないと変わらないなというふうに思っており、今検討させているところでございます。

○高木真理君

抜本的なというお言葉が出たので、そこに期待をさせていただきたいと思っております。

次に移ります。少子化対策、未来に希望が感じられる社会にということで伺います。

去る三月三十一日、まさに統一地方選挙の前半戦の告示に合わせたかのように、政府から、こども・子育て政策の強化について(試案)、たたき台というやつですね、が発表されました。何か目黒のサンマみたいだなというふうに思うんです。

通常国会の冒頭から総理は、次元の異なる少子化対策をやるんだと表明していましたが、度々中身や財源を問う質問が出て、こども政策担当大臣の下、今の社会において必要とされる子ども・子育て政策の内容を具体化し、六月の骨太方針までに将来的な子ども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示しますと繰り返すばかりでありました。匂いをあおいで広げ、いかにも少子化対策をやりそうには見えるんです。で、たたき台の発表では、お弁当の掛け紙ぐらいはちらちら見えた感じでしょうか、でもやはり中身は最終的には分からない、財源も規模もということなんでありまして。

そこで伺います。

子供政策予算の対GDP比を国会図書館に頼んで各国比較してもらいました。一般政府支出には、中央政府、地方政府、社会保障基金の支出を合算をしています。また、子供政策予算として家庭、子供と教育の二分野に分けてありますものを合計して申し上げますが、二〇二〇年の対GDP比、我が国は五・七六%、英国は六・八七%、ドイツ六・七六%、フランス七・八九%、イタリア、これ日本より低い五・三一%、スウェーデン九・五%、フィンランド八・九一%です。

最下位のイタリアは二〇二〇年の合計特殊出生率も日本より低いので参考にしないでよいと思いますが、ここは異次元のということで対策をするのですから、この中でも一番合計特殊出生率の高いフランスを目指して、枠組みとしてこれを七・八九%で目指すなどという覚悟があってもいいのではないかと思います。

どうして防衛費は中身が決まらなくても効果や優先順位を検討しなくても即座に二倍という方針が

出せるのに、少子化対策ではできないのでしょうか。是非お答え、併せてお聞かせいただきたいと思いますが、こうした枠組みをつくってこのくらいまで増やすぞという規模ありましたら、是非お聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(小倉将信君)

委員が御指摘をいただきましたように、従前から総理は、子ども・子育て政策に関する予算につきましては、まずは政策の中身が重要であって、政策の内容を詰めなければ将来的な子ども・子育て予算の倍増の基準や時期を申し上げることはできない、こう述べさせていただいております。そういった従前の総理の発言に基づいて、先月の末に私がお示しをした試案というものは、まさに今必要な子供政策の中身について様々な関係者と議論をした上で出させていただいたものでございます。

現在、総理を議長としたこども未来戦略会議が、つい先週の金曜日に初会合を行ったばかりでありますけれども、この戦略会議におきまして、後藤大臣の会議運営の下、必要な政策強化の更なる具体的な内容、予算、財源について具体的な議論がまさに進められているところであります。したがって、現時点で予算規模をお示しすることは難しいのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、六月の骨太の方針までに、委員に御紹介をいただきましたように、将来的な子ども・子育て予算の倍増に向けた大枠を提示をするということは、そのスケジュールどおりに政府といたしましても議論を進めているわけでございますので、そういった従前の方針にのっとり議論を深めているところでございます。

○高木真理君

子ども・子育て予算の倍増に向けてと今やっぱりあったんですね。倍増って規模をおっしゃっているのかなと思うんですけど、一方で規模は言っていないというふうにおっしゃるんですが、まあ倍増という掛け声を、やるというふうに言っても、防衛費でやっていますからね、できるんじゃないですか。

○国務大臣(小倉将信君)

先ほど申し上げたように、今の段階では、まずは必要な子供政策についてお示しをしたわけでありまして、必要な子供政策といっても、その具体的な設計の在り方によって、その給付の対象でしたりとかやり方、異なってまいります。個々の政策によって予算の規模というのは幅を持って見る必要がありますので、まずはその予算の規模が幾らになるのか、その前段階としての具体の政策の内容を議論することが今行われていることであります。

そういったものを積み上げた上で予算規模と財源が明らかになるわけでありまして、そうしたものを踏まえて、六月の将来的な子育て予算の倍増に向けた大枠を示すということでありますので、まさに先ほど申し上げたように、従前のスケジュールにのっとり着々と議論を進めている段階にあるのではないかとこのように考えております。

○高木真理君

それでは、次に行きたいと思います。

若い人が未来に希望を感じる日本にするために必要なこととはということなんですけれども、これ、ちょっとゆるっと伺いたいんですけれども、去年の出生者数が八十万人を割り込んで、たたき台のところにも、これ以上放置できない待ったなしの課題であると書かれています。

でも、この失われた三十年も含めて、三年三か月を除いたほとんどの時期自民党さんが政権を担っていらっしやいました。そういった意味では、この八十万人を割り込んでしまったのも自民党さんの政

策の帰結であるとも思いますし、これ以上放置できない状況まで持ってきてしまったのもまあ政権の帰結だなというふうに思うわけではありますが、たたき台に書かれていたこと、少なくとも進めていただきたいと思うんですけれども、今回のたたき台の枠組みにないような根本的なところでも意識を変えないと少子化は止まらないのではないかなというふうに思うわけであります。

昨年の選挙を戦ってくる中で、私がいろいろ伺ってきた若い世代の方々の意見の中には、やはり若い世代では当たり前、世界標準だと思えるようなこと、あるいはSDGsも、これ学校でよくやりますからかなり浸透していますが、環境とかジェンダー平等とか、こういった価値に関する政策が前に進まない国には未来が感じられないのだと若い人たちが思っているんだと痛感することは度々ありました。選択的夫婦別姓についても、一向に実現しない世界でも珍しい国にこの国なっていますけれども、これが実現しないともう結婚は将来したくないという学生さんにも出会ってきました。

こうした中で、今までの、まとめられた、今回のたたき台に書かれている、いわゆる家庭とか、お子さんを持った家庭、あるいは子供を産むという、そうした直接的な、子供とかそれを取り巻く環境とか、そういったことから少し視野を広げたところで、このたたき台にないような政策で上の世代ががちりとその価値観で覆ってしまっているために、若い人たちが日本に未来を感じられない、こういった社会になってしまっているんじゃないかな、そういうことでも対策を打っていかないと少子化というのは止められないんじゃないかなというふうに感じることもあるんですけれども、大変大きなゆるった話で申し訳ないんですが、その辺の小倉大臣の御見解を聞ければと思います。

○国務大臣(小倉将信君)

委員の御指摘は私も賛同するところがございまして、まずはこの子育て政策、少子化対策に重要なのは、今の、まだ結婚や子育てを考えていない若い人たちに対しても、明るい未来を描いていただいて、前向きに人生を歩んでいただく、このことが非常に重要じゃないかというふうにも私も考えております。

そういった中で、今回の試案を作成するに当たりまして、多くの子育て当事者だけではなくて、結婚をまだ必ずしも考えておられないような、あるいは子供を持つことを考えておられないような若い方にも様々な意見を伺ってまいりました。そういった中で、子供や子供を持ちたいと思えるような所得が得られていない、あるいは結婚や子供を持つことでキャリアを諦めざるを得ないのではないかなというような不安、さらには、育児の身体的、精神的、経済的な負担が大きく、自分の親がやっていたようなことを自分がやれるような気がしないと、こういった意見を数多く伺ったところであります。

こういった若い人たちの意見を踏まえて、若い人たちの意見も踏まえて、今回の試案においては、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造、意識を変える、全ての子育て世帯を切れ目なく支援をするという基本理念の下、今後三年間、加速化プランとして、若者が結婚、子育てに希望を持てる社会の実現に向けた取組を強力に進めることといたしたわけでございます。

引き続き、委員のおっしゃるような若い方々の意見も十分に踏まえながら、総理を議長とした、先ほど申し上げたことも未来戦略会議において、必要な政策強化の内容、予算、財源について議論を深めてまいりたいと考えております。

○高木真理君

広い視野でやはり未来に向けてアップデートした日本になっていく、それがないと若い人たちにもこの国にも未来が感じられないと思いますので、是非広い視野でお願いしたいと思います。

次に移ります。

産後ケアの必要性と拡充に向けた支援について伺います。出産、育児をめぐる環境が変化する中で、

重要さが増す産後ケア事業について伺います。

今は里帰り出産ができる人ばかりではありません。昔とは出産、育児をめぐる環境も大きく変わりました。母体を休めなくてはいけないのに赤ちゃんのお世話で休まる暇はない、さらに赤ちゃんの扱い方が分からず不安というお母さんにとっても心強い事業であります。しっかり赤ちゃんとの愛着を形成して虐待を防ぐためにも重要な事業になってまいります。

まず、この事業、潜在的に必要としているお母さんがたくさんいる一方で、実施体制をどう整えるのか、この事業の存在をどう知ってもらうかなどの課題も多く、一気に活用を進めるのが難しい事業でもあると思っています。

昨年度、ケアを受けた妊婦さんの人数、実施市町村は幾つになりますでしょうか。

○政府参考人(藤原朋子君)

お答え申し上げます。

令和三年度における産後ケア事業の国庫補助事業の実施市町村数でございますが、千三百六十となっております。全国の約八割の市町村で本事業を実施している状況でございます。

また、この事業は宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型とございますが、それぞれの実利用人数を合計をいたしますと、令和三年度で四万九千六百三十人となっております。

先般改定をいたしました成育医療等基本方針の評価指標といたしまして産後ケア事業の利用率を設定したところでありまして、利用率の向上に向け引き続き取り組んでまいります。

○高木真理君

八割の市町村にということ、広がってはきていますけれども、まだまだ必要とする人に届いてはいないと感じます。いろいろ工夫もしていただいているということなので、広げていくのに困難があるとすればどういうポイントなのかというのを是非丁寧に市町村に聞いていただいて、制度につなげていただきたいというふうに思います。

次に、実態に合わせた補助の在り方について伺いたいと思います。

この事業を実施している助産師さんにお話を聞きましたが、現在、国と市からの補助、それからお母さんからの利用料で運営費が賄われるわけでありましてけれども、これが相当に厳しいという現実ということでした。

先ほど御紹介ありましたように、産後ケアも宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型とあって、宿泊型の中にも、運営主体によって、産院や助産所を利用するもの、単独施設で運営されるものなどいろいろあります。それぞれの補助単価が付いておりますけれども、現場で助産所利用で宿泊型を運用している方からお話を伺うと、この補助単価での運営は非常に厳しいということでありました。

産後ケアではお母さんが赤ちゃんのお世話の仕方に慣れて帰るのも重要なことなんですけれども、中には、ここは体を休ませに来たのよという感じで、赤ちゃんのケアは全てもう任されてしまうというようなこともあって、そういうことが生じるとまたそれに対応しなければいけないし、第二子以降の方の利用だと兄弟児を連れての利用になるので、その兄弟児を見る保育士を雇用しなければなかなか安全が保てないということになるなど、コストが掛かってとてもではないけど続けられない状況との声が聞かれました。これ、運用面のことです。

そのほかに、施設面で、産後ケアをやるために施設改修整備の際、補助が申請できるようになっておりますけれども、これが法人に対しては出るけれども個人運営だと助産所でも出ないということで、こうした事情も産後ケア事業を広げていくには更に支援が必要などと思っております。

運営面、施設整備面それぞれで産後ケア事業を必要な方々に届けるための支援の拡充が必要だと

と思いますが、御見解を伺います。

○政府参考人(藤原朋子君)

お答え申し上げます。

運営面と施設整備面と両面でのお尋ねございました。

まず、運営でございますけれども、産後ケアの運営費につきましては、令和四年度の予算から、従来の市町村当たりの補助単価から一施設当たりの補助単価への見直し、改善を行っているところでございまして、この見直しによりまして、市町村、一市町村当たりの補助基準額の最大額で見ますと、令和三年度までの約七千万円から令和四年度では約一億七千八百万円というふうに増加をしているところでございます。

また、四年度からは非課税世帯を対象に利用料減免支援を実施しているところでございますが、令和五年度予算からは、所得にかかわらず産後ケアを必要とする全ての産婦さんを対象とする利用料減免支援を創設することとしております。

これらによりまして、産後ケア事業の利用者数の増加につながり、ひいては事業者の経営状況の改善や安定にも資するものと考えております。

一方、整備費の補助についてのお尋ねでございました。

整備費につきましては、次世代育成支援対策施設整備交付金によりまして令和二年度から国庫補助を行っておりますが、委員御指摘のとおり、この整備費という性格上、対象となるのが法人格を有する方というふうになってございます。それは事実でございます。

その上ででございますけれども、令和三年度補正予算、令和四年度の第二次補正予算では国の補助率を二分の一から三分の二に引き上げ、産後ケア施設の整備を推進をしているところでございます。

他方、産後ケア施設の修繕につきましては法人格の有無にかかわらず補助を行っておりまして、またさらに、令和五年度からは賃貸物件も補助対象に加えるということとしております。

引き続き、こういった取組によりまして産後ケア事業の実施体制の強化を図ってまいります。

令和五年度には、実施予定としております調査研究がございまして、この調査研究の中で事業実施者ですとか市町村の皆様方のヒアリングを行ったり御意見をよく伺って、支援の在り方について更に検討していきたいと考えております。

○高木真理君

時間が参りました。以上で終わります。

ありがとうございました。